

〔研究ノート〕

国際秩序の動的把握

—アドルフ・ラッソンの国際法批判論—

西 平 等

目 次

- (1) 「国際法否定論者」
- (2) ラッソンの国際法懐疑論
- (3) ラッソンにおける勢力関係の動的把握
- 補論 ラッソンにおける国際秩序構想の類型化

アドルフ・ラッソン Adolf Lasson (1832-1917) は、その1871年の著作において、「国家間の条約は、相互の勢力関係の表現である」¹⁾ という定式化を掲げ、法と勢力関係の動的把握を明確に表現した。このような国際秩序の動的把握が、古典的国际法との対照における国際政治学的思考の特質であることは、すでに本誌所収の別稿（「古典的国际法学との対照における国際政治学的思考の特質」）で明らかにしたとおりである。本稿では、国際法への批判を通じて、動的要素を国際秩序構想に導入したラッソンの理論を概観する。ラッソンは、国際法学史においては「国際法否定論者」として²⁾、公法学史においてはドイツ観念論 Idealismus を擁護する「ヘーゲル主義者」として³⁾知られているが、国際政治学の領域では、おそらく全く無名である⁴⁾。

(1) 「国際法否定論者」

国際法学において、ラッソンは、「国際法否定論者」として一般に理解されているが、その理解については留保を必要とする。ラッソンは確かに国際法に対する懐疑的な議論

1) Adolf Lasson, *Princip und Zukunft des Völkerrechts*, Wilhelm Hertz, 1871, p. 55.

2) 田畑茂二郎『国際法と国家主権』（日本評論社、1950年）39-40頁。

3) Michael Stolleis, *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland*, 2.Band, C. H.Beck, 1992, p. 133, p. 424.

4) ただし、いわゆる「ラッソン版」ヘーゲル全集で著名なゲオルク・ラッソン Georg Lasson の父として、その名を知る人もいるだろう。

を展開しているが、それは、決して、国際関係における規範の役割を一切否定する権力国家理論ではない。先入観を持たずにラッソンの著作を読むならば、むしろ、主権国家の併存する国際関係の現実を前提としたうえで、なお安定的な国際秩序を構築することを目指す、ある種の平和論という側面があることに気づくだろう。

日本の学界においてラッソンが「国際法否定論者」として知られているのは、田畑茂二郎の著作による影響が大きい⁵⁾。そして、田畑の理解は、ドイツの国際法学に由来している。「国際法否定論者」の代表例としてラッソンを挙げることは、戦間期ドイツの国際法学においては珍しいことではなかった。例えば、フェアドロスは、『国際法上の憲法に基づく法的世界像の統一性』（1923年）のなかで、「国家をその意思に反して拘束する国際法が不可能であることを主張し、ヘーゲルの古い教説を復活させて国際法を『対外国家法』に還元した」論者の一人として、ラッソンを挙げる⁶⁾。また、ケルゼンも、その『主権の問題と国際法の理論』（1920年）において、主権ドグマに依拠して国際法を否定する議論の典型としてラッソンの所説を検討している⁷⁾。同時代における重要性と影響力にもかかわらず、今日ほとんど知られていないのは、ヴァルツ Gustav Adolf Walz (1897-1948) の所説である。ヴァルツは、1930年代のドイツにおいて国際法理論家として活躍したものの⁸⁾、ナチスへの積極的協力のゆえに⁹⁾ 戦後はタブーと

5) 田畑茂二郎は、国際法学における国家主権概念の系譜を扱った著作『国家主権と国際法（法律学体系第二部・法学理論編156）』（日本評論社、1950年）において、「国家の絶対主権の観念」に基づいて国際法の法的性質を否定した論者のうちの「最も顕著な例」として、ラッソンを挙げている。田畑によれば、「ネオ・ヘーゲリアン」であるラッソンは、「ヘーゲルに従って、国家の普遍的な性格を強調し、国家をもって、客観的精神の具現したもの、その意味で、自己目的として規定するのであるが、この立場から、ハッキリと国際法が法として認められないことを主張する」（39頁）。ラッソンの構想において、自己目的である国家は、法秩序の下に服することはなく、ただ力のみが国家間関係を決する、ということを田畑は強調している（40頁）。このラッソン理解は、田畑茂二郎『国際法』（第2版、岩波書店、1966年、190頁）や同『国際法（法律学全集55）』（新版、有斐閣、1973年、316頁および317頁注8）でも踏襲され、〈ヘーゲルの影響の下に絶対的国家主権概念がドイツ公法学（国際法学）に導入された〉という命題の根拠とされる。

6) Alfred Verdross, *Die Einheit des rechtlichen Weltbildes auf Grundlage der Völkerrechtsverfassung*, J. C. B. Mohr, 1923, p. 8, n. 3.

7) Hans Kelsen, *Das Problem der Souveränität und die Theorie des Völkerrechts*, J. C. B. Mohr, 1920, pp. 196-202.

8) ヴァルツは、国際法と国内法の関係についての大著（*Völkerrecht und* /

国際秩序の動態的把握

なった。彼は、1930年に、『国際法の本質と国際法否定論者の批判』¹⁰⁾ という書物を著している。さまざまな国際法否定論について批判的に検討するこの著作において、ラッソンが、当時における「代表的な国際法否定論者」として取り上げられている¹¹⁾。ラッソンについてヴァルツが強調しているのは、国家を至高のものとみなすヘーゲル主義者としての性格である。

「真のヘーゲル主義者として、ラッソンは、強力な自律的支配権としての国家権力 *eine starke selbstherrliche Staatsgewalt* という概念から出発する。……国家間の関係においては、いかなる方法でも、上位の支配権を語るができない。それゆえ、すべての国家間関係は流動的である。国家領域の内部において確固とした法秩序を生み出しようとするような、堅固な権力の中心を欠いている」¹²⁾。

「ラッソンによれば、国際法と呼ばれているものはすべて、国際政治における目的達成のための合理的な構成物 *ein rationales Zweckgebilde der internationalen Politik* にすぎない。ラッソンにとっては、法として定められた真の国際法は、いずこにも存せず、たとえ条約という形でさえ存在しない。国際法的関係と呼ばれているものも含め、すべての国家間関係は、ただ権力政治の原理のうえに、すなわち、国家のエゴイズムの原理のうえに、構築されている」¹³⁾。

このようなヴァルツの叙述からは、たしかに、ラッソンが、国際関係を、各国の権力欲求が常に衝突する恒常的戦争状態とみなし、そこにおける規範の役割を否定しているかのような印象を受けるだろう。しかし、そのような印象は誤りである。ラッソンは、

↘ *Staatliches Recht*, W.Kohlhammer, 1933) を著しており、それについて安井 郁が紹介論文を執筆している（「制限的国際法優位の多元的構成——ヴァルツ学説の研究」安井 郁『国際法と弁証法』（法政大学出版局、1970年）190-263頁所収、初出は1934-35年）。

9) ヴァルツは、国家社会主義に共鳴し、『国際法秩序と国家社会主義』（*Völkerrechtsordnung und Nationalsozialismus*, Eher, 1942）など、体制を支持する書物を多数あらわした（Michael Stolleis, *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland*, 3. Bd, C. H. Beck, 1999, pp. 262-263）。

10) Gustav Adolf Walz, *Wesen des Völkerrechts und Kritik der Völkerrechtsleugner*, W. Kohlhammer, 1930. 叙述や引用箇所類似性からみて、田畑は、この本を参照したと考えられる。

11) *Ibid.*, p. 33.

12) *Ibid.*, p. 33.

13) *Ibid.*, p. 35.

国際関係において一般に遵守されている規範が存在していることを認めているからである。彼は次のように言う。

「諸国家の相互関係における行為形態について、全体として規則的に遵守される制約として、国際法が、すなわち、多かれ少なかれ一般的に、かつ確実に承認されている法律の形式をとった一連の規則が、存在している」¹⁴⁾。

留保を含む回りくどい表現であるものの、国家間関係において、法律の形式を持つ規範群が存在し、それが全体として遵守されていることをラッソンは否定していないという点が、ここから明確に読み取れるだろう。また、「国際法」と呼ばれるその規範群が、①「歴史的な発展のなかで、すべての国家にとって等しく有益であると証明され、それゆえ、すべての国家において等しく承認され、規則的に実行されるようになった規範」、および、②「二つの国家の特別の必要、もしくは少数の国家グループの特別の必要に即し、個別の合意と制定 *Festsetzung* によって定められた規範」から構成されること¹⁵⁾、すなわち、今日用語でいえば、一般慣習法と条約から構成されることも、彼は明言している。

ヴァルト自身、このようなラッソンの議論を見逃しているわけではない。ヴァルトは、その著作の冒頭において、彼の検討する国際法否定論が、国際関係における規範の存在そのものを否定するものではないことに注意を促している¹⁶⁾。さらに、ヴァルトは、ラッソンの所説が、利己的に行動する国家という前提から、国家間の平和状態を導き出そうとする国際秩序構想であることを正当に指摘する¹⁷⁾。すなわち、ヴァルトは、ラッソンを、国家の行動を規制する規範の役割を一切否定する権力礼賛者とみなしているわけではない。

(2) ラッソンの国際法懐疑論

ラッソンの『国際法の原理と将来』の冒頭の数章においては、たしかに、国家理性論を想起させる表現によって国家の純粋に利己的な性格が強調され¹⁸⁾、国民の自由を原

14) Adolf Lasson, *System der Rechtsphilosophie*, J. Guttentag, 1882, pp. 394-395.

15) *Ibid.*, p. 395.

16) 「国際法否定論者は、決して、国際法として主張されるところの規範的な諸事象の存在を否定しているわけではなく、ただ、その規範集合の法的性格を否定しているだけである」(*op. cit.*, n. 10, p. 5.)。

17) *Ibid.*, p. 34.

18) 「国家は法人であり、個的生命を有する人格ではない。したがって、国家に対し

国際秩序の動的把握

理とする国際関係には法が存在しえない（存在すべきでない）ことが断言されている¹⁹⁾。しかし、この書物の5章以下の叙述を見れば、平和という共通の利益を求めて、諸国家が、相互の安全と繁栄の基盤となる条約体制を構築することに、ラッソンが大きな意義を見出していることが分かる。

ラッソンにとって、国家は、その自己利益を打算的 klug に追求する存在である。それゆえ、平和が自らにとって利益であることを理解するなら、各国は、平和の維持を求める。とりわけ、国際的な交通と相互依存の発達の中で、他国との平和的關係の中で他国の産物と成果を得ることに、国家はより大きな利益を見出すようになる²⁰⁾。

「平和の必要性は、第一の、もっとも重要な、諸国家の共通の利益 das erste und wichtigste gemeinsame Interesse der Staaten である」²¹⁾。

このような平和という共通の利益が、ラッソンの構想における国際秩序の存立基盤で

ゝして倫理的な要請をなすのは不可能である。国家は、愛を示すことも、厚情を表すことも、己を虚しゅうすることも、自己を犠牲とすることもできない。国家は、もっとも高貴な目的に鑑みて行動をとるのではなく、つねに、ただ、自己自身という限られた目的のみを顧慮して、すなわち、自己の利益のみを顧慮して、行動を取ることができる。……国家の自己欲求に適合しないはずの事柄を、倫理的な事柄と勘違いして、それを〔国家指導者に対して〕要求するなら、非倫理的行為、すなわち、信託された利益を裏切るといふ背信行為を、国家指導者に要求することになる」(Lasson, *op. cit.* n. 1, pp. 21-22)。「自己保存と内的発展の自然的な諸条件を確保するために、何が国家にとって役に立ち、何を国家が必要とするか、ということ判断できるのは、外国の了解 fremder Verstand ではなく、その国家自身だけである。……国家が、このような自己保存と内的自由の諸条件を、ただ他国の犠牲の上のみ獲得しようというとき、いかなるためらいも配慮も無用である」(*ibid.*, p. 24)。

19) 「人類は自由であるべく定められている。したがって、さまざま異なる諸民族を、同一の法規の下に服せしめることは、非理性的である」(*ibid.*, p. 9)。「〔主権的人格として〕規定された国民の法秩序として、国家は、その外部に存する意思や法規から完全に独立している。さもなければ、民族は、その個性に即した方向に発展し、自己の内的本質に適する法秩序を保持する可能性を、削がれてしまうだろう。つまり、そのとき、国民は自由ではない。……したがって、国家間関係に存在するのは、まったくの無法状態である」(*ibid.*, p. 22)。

20) 「すべての国家と、できるだけ多角的に平和的關係に立つことによってのみ、他の国民や国家が達成した成果 Gutes から、正当な利益を引き出すことができる」(*ibid.*, p. 42)。

21) *Ibid.*, p. 43.

ある。「最高度に知的で、その目的のための手段を合理的 klug に選択する存在」²²⁾としての国家は、平和という目的のために、一定の利益について他国と妥協することを厭わない。国家は、「単なる近視眼的な利益をやみくもに追い求めるのではなく、目の前の利益を長期的な危険と対照させて考量することを知っている」²³⁾からである。短期的利益のために平和的關係を破壊することになってしまつては、長い目で見れば、結局、国家の利益が損なわれるゆえに、国家は、利己的観点から、短期的利益について譲歩する。このような譲歩を通じて、国家は、自らの行為を制約し、何らかの反対給付を得るといふ条件の下で²⁴⁾、自ら義務を負うという決定を行う²⁵⁾。各国は、平和的關係を維持するために義務を誠実に遵守し、それによって、信賴するに足る条約体制が構築される²⁶⁾。このような秩序の下では、国家指導者が、個人的な願望や欲求ではなく、国家の利益を冷静に追求する国家運営を行うなら、国家の利益とは無關係な「偶発的紛争 zufällige Conflict」が回避され、それだけいっそう、平和は長続きする、といふ²⁷⁾。

ところが、ラッソンにとって、諸国家の利益の合致を基盤とする条約規則は、法との類似性から「国際法」と呼ばれるだけであつて、本来の意味での法ではない。そもそも、条約は、上位の共同体によって遵守を強制されないゆえに、「法としての保障を持たない」²⁸⁾。条約の遵守が、国家の自己利益追求に基礎を持つ以上、周辺的な利益が条約と矛盾する場合には、平和のためにその利益を断念することが見込めるけれども²⁶⁾、国家の死活的な利益と条約が矛盾する場合には、国家は、その死活的利益を優先する。

「……国家は、事物の本性に従うなら、緊要なる利益に強いられる場合には、以前に与えた言質や現行の規則を破らざるを得ないだろう」³⁰⁾。

しかも、どのような場合に死活的利益が条約に優越するかを判断するのは、その利益

22) *Ibid.*

23) *Ibid.*, p. 44.

24) 相互主義の期待できないところでは、誠実な条約の順守を期待できない (*ibid.*, p. 46)。

25) *Ibid.*, p. 44.

26) *Ibid.*, p. 45.

27) *Ibid.*, pp. 46-47.

28) *Ibid.*, p. 45.

29) *Ibid.*, p. 47.

30) *Ibid.*, p. 47.

国際秩序の動態的把握

を主張する国家自身である³¹⁾。このように、名宛人自身の利益に合致する限りにおいて遵守され、名宛人自身の判断によってその義務から免れうるような規則は、ラッソンによれば、「打算的合理性の規則 Klugheitsregeln」であって、国家法と同じ意味での「法的規則」ではない³²⁾。

ただし、ラッソンは、国際法の法的性質を否定することによって、その国際秩序における意義まで否定するわけではない。法的性質の否定によって強調されるのは、本来の法（国家法）の性質を国際法に移入してはならない、ということである³³⁾。国際法は、国家の利益に基礎を置く「打算的合理性の規則」であるとしても、そのようなものとして、国家の発展に伴い、ますます大きな役割を果たすようになる、と彼は考える。

「……国家がその発展目標に到達するなら、それだけいっそう、真の国家の利益と真の国家の打算的合理性 Klugheit が、国家指導者の行為に表わされるようになり、それによって、国家間の交際において誠実 [な遵守] がいっそう規則化し、国際法の諸規則がいっそう豊かな内容をもった、実効的なものとなる」³⁴⁾。

(3) ラッソンにおける勢力関係の動態的把握

それぞれの国家が利己的に行動するという前提の下では、利益の衡量によって、戦争と平和が決せられる。つまり、他国への攻撃によって大きな利益が確実に得られるという見込みの立たない場合にのみ、平和の利益が戦争の利益を上回り、平和が維持される。それゆえ、勢力の均衡が、平和の条件である。

「平穏状態が生じるのは、勢力の均衡 Gleichgewicht der Macht が打ち立てられている場合にのみである。侵略の成功が確実に見込めない場合には、勢力均衡が基本的に存在しているといえる。このような場合、どの国も、あえて他国を侵害することはないはずである。もし他国を侵害するなら、自国の存立を賭けることにならざるを得ない。極端な緊急事態でなければ、国家は、そんなことはしないだろう。」³⁵⁾

31) 「このような緊急の事態がいつ生じたかについては、ただその国家自身が判断しうる。他国は、その点について決して判断できない。というのも、他国は、その国の状況や必要性を全く理解せず、あるいは、その国について偏った見解を抱いているからである」 (*ibid.*, p. 48)。

32) *Ibid.*, p. 49.

33) *Ibid.*, p. 43.

34) *Ibid.*, p. 50.

35) *Ibid.*, p. 57.

優越的な国家に対して、弱小国が連合して対抗し、勢力均衡を維持する³⁶⁾。弱小国は、必要に応じて勢力間の均衡を保つように行動することによって、勢力均衡に不可欠の要素となる³⁷⁾。そうして、大小さまざまな国家を含む勢力均衡の体系が成立する。

勢力均衡の下で、各国は、他国の利益を顧みずに自国の利益を實力で貫徹するということを、自己利益の観点から断念し、他国との間で、双務的かつ平和的な関係を構築する。

「勢力均衡状態においては、諸国家は、相互的な利益に関する対象について折り合えることができる。というのも、一方の国家の意思は、他方の国家の意思によって、すなわち、その力に対する恐れによって現実に拘束されるのであり、双方がそのように拘束されると感じるゆえに、給付に対して反対給付を継続的に行う、という明示的な義務を双方が引き受けることができる」³⁸⁾。

このように勢力均衡という事実的基盤の上に、条約体制が築かれているゆえに、「国家間の条約は、相互の勢力関係の表現である」³⁹⁾とされる。現行の条約体制が有意義に存続しうるのは、それが現行の勢力関係に即応しているからである。

「国家間条約は、当事国間の勢力関係を本質的に正確に表現している限りにおいて理性的である。歴史の動きのなかのなんらかの出来事によってこの勢力関係が本質的に変更されれば、即座に、その条約は、非理性的なものとなる」⁴⁰⁾。

これこそが、20世紀の国際秩序思想において重要な役割を果たしてゆく、法と勢力関係の動態的把握の表現である。さまざまな要因によって諸国家の盛衰が生じ、それとともに勢力のバランスも変動する。その変動によって生じる「新しい状態に新しい条約は対応すべきである」⁴¹⁾。しかし、法の *status quo* に利益を見出す勢力は、新興勢力の法

36) 「[多数国間の関係において] すべての国家を脅かす優越の大国に対して、弱小国が共通の利害を有する。すなわち、弱小国は、同盟を結び、共同で大国に対して均衡する勢力を形成する。それら [同盟国] の一つに対する脅威は、すべてにとっての脅威とされる」 (*ibid.*, p. 58)。

37) 「比較的小さな国家は、体系全体における勢力均衡にとって、その存在が本質的な利益であるということによってのみ、その存在の権利 *Recht auf Existenz* を立証することができるであろう」 (*ibid.*, p. 59)。

38) *Ibid.*, p. 60.

39) *Ibid.*, p. 55.

40) *Ibid.*, p. 62.

41) *Ibid.*, p. 69.

国際秩序の動態的把握

変更要求に容易に応じないだろう。そのような場合、新しい勢力関係に対応する新しい条約の締結を求める新興勢力は、武力に訴えるしかない。それが、国際関係において不可避的な（つまり、偶発的 *zufällig* ではない）戦争の原因である。

「国家が戦争に踏み出す場合、それは次のことによって説明される。すなわち、その国家の利益を平和的方法によって保護することが全く不可能となっているにもかかわらず、言い換えれば、現行の条約がその国家の自己保存を脅かしているにもかかわらず、より有利な新しい条約を他国が全く容認しようとしなない、ということである」⁴²⁾

法が勢力関係の表現であること、そして、勢力関係が歴史的に変動せざるを得ないことを前提とするなら、そこから、法と勢力均衡の緊張関係が生じるのは自明である。新たに生じた勢力バランスは、法体系を安定化させる機能を全く持たず、むしろ、古い勢力バランスに基づく法の *status quo* を変更することを要求する。その変更の手段が、戦争である。それゆえ、戦争は、静態的な法秩序において保護された個別的な権利や利益の侵害に対抗する手段ではなく、法そのものを変動させる動態的な手段とみなされる。すなわち、武力による法の執行（権利の実現）として戦争を秩序のなかに位置づける古典的国際法論とは対照的に、ラッソンは、戦争を、ある種の暴力的な革命に類比されるべきものとみなしている。

「戦争は、国家の相互関係全体を、新たに、かつ、理性的に秩序立てるという、政治的な目的を有する。あれこれの権利侵害に対して、戦争によって、ある種の刑罰を科す、というようなことは、まったく問題とならない」⁴³⁾。

このように、19世紀の後半には、ある特定の歴史的な権力状態が特定の法的状態の基盤となっているという思考が、国際秩序の構想にも導入される。このような思考の下では、法と権力状態（勢力関係）との緊張関係が強調され、新興勢力による暴力への訴え（革命あるいは戦争）への対応が、秩序構想において重要な地位を占めるようになる。そして、この思考こそが、古い勢力関係を表現する法の *status quo* に利益を見出す「現状維持国」と、新しい勢力関係に即応する新しい法秩序を求める「現状不満国」との間の動態的な関係として国際関係を把握する国際政治学の理論を生み出す土壌となってゆく。

42) *Ibid.*, p. 68.

43) *Ibid.*, p. 72.

補論 ラッソンにおける国際秩序構想の類型化

「リアリズム」を基軸とし、それと対照する形で「ユートピアニズム」や「リベラリズム」等の類型化を行うのが、国際政治学的思考の重要な特徴である⁴⁴⁾。興味深いことに、ラッソンもまたそのような類型化を行っている。

(i) マキアベリ主義と教皇権至上主義

自らの国際秩序構想を展開にするに先立って、ラッソンは次のように述べる。

「国家間関係の性質については、正面から対立しあう、両極端の見方が存在する。そのうちの一方をマキアベリ主義と呼び、他方を教皇権至上主義 *die ultramontane Doctrin* と呼ぶことができる」⁴⁵⁾。

マキアベリ主義においては、「すべての法的・倫理的観点が、国家と国家の関係から一切排除されており、ただ利益のみを追求して、その目的に至るためのあらゆる手段を、その法的または倫理的性質を顧慮することなく用いる利己的な打算的合理性 *Klugheit* が、国家行為の規準とみなされている」。それに対し、教皇権至上主義とは、国家関係においても国内と同様に法秩序が存すべきことを主張するだけでなく、国家を「倫理的義務を負わされた服従者 *Subject*」⁴⁶⁾ とみなし、最高善を達成するための献身と博愛を国家に求める思想である⁴⁷⁾。普遍的・抽象的価値に基づく義務を国家に求める思想を、教皇権という具体的権力に関連づけている点にも、後の国際政治学的思考とつながるところがある⁴⁸⁾。

国家を、打算的合理性に基づいて自己利益を追求するものとみなすラッソンにとって、高次の価値を達成するための倫理的義務を国家に課す教皇権至上主義が受け入れられないのは、当然である。ラッソンの理解では、教会と国家の分離を認めない、神権政治的性格をもった教皇権至上主義においては、法と倫理が区別されず、国家にも倫理的義務

44) 西 平等「古典的国際法学との対照における国際政治学的思考の特質」(本号所収)「はじめに」参照。

45) *Lasson, op. cit.*, n. 1, p. 14.

46) ここでいう *Subject* (*Subjekt*) とは、「規範的な秩序の下に置かれた者」あるいは「規範的秩序に服する者」という意味である。

47) *Ibid.*, p. 14.

48) モーゲンソーヤカーは、倫理や法のイデオロギー的性格を強調している(西 平等「前掲論文」(注44) 3. 参照)。

国際秩序の動態的把握

が課される。しかし、ラッソンによれば、倫理とは、自由意思を持つ個人にのみ要請されるものである。国家は、固有の目的を持った法人であり、そもそも個人のような自由意思を持たない⁴⁹⁾。自由意思を持たないものに倫理的義務を課すことは不可能である。固有の目的のために存在する国家は、その目的を、打算的合理性に基づいて、利己的に追求すべきである。仮に、国家指導者が、国家利益ではなく個人的な倫理観によって国家を運営したとすれば、それは、背信的行為となる⁵⁰⁾。

他方で、ラッソンは、マキアベリ主義をそのまま受け入れるわけではない。もちろん、彼は、利益によってのみ導かれる国家運営の現実を冷めた目で観察するマキアベリの説を高く評価しているのだが、同時に、その限界を厳しく批判する。ラッソンによるマキアベリ批判は、以下の三点に要約できる。① マキアベリは、国際関係における国家の活動と、国内関係における国家の活動を区別していない。国家とは現実化した法秩序であり、そこにおいて国家は法に従ってのみ行動しうる、という法治国家 *Rechtsstaat* の概念を信奉するラッソンにとって、真の意味での法が妥当する国内秩序と、自己利益の原理が貫徹される国際秩序を同列に論じることは許容しがたい⁵¹⁾。② マキアベリは、君主の利益と国家の利益を区別していない⁵²⁾。マキアベリが、支配欲求を満たそうとする君主個人の利益に焦点を当てるのに対し、ラッソンは、国家を指導する政治家の個人的な利益や信条にとらわれることなく、純粹に国家そのものの利益を追求して国家が運営されるべきことを繰り返し強調している⁵³⁾。③ マキアベリは、短期的な利益のみを考慮しており、長期的な利益を視野に入れた打算的合理性 *Klugheit* についての視座を欠いている。ラッソンにとっては、国家の打算的合理性についての考察を通じて、相互の信頼に基づく安定的な秩序の構築に資することこそが重要なのであり⁵⁴⁾、それゆ

49) *Ibid.*, p. 20.

50) *Ibid.*, p. 21.

51) *Ibid.*, pp. 15-16.

52) *Ibid.*, p. 16.

53) 例えば、ラッソンは、国家指導者に対して、自己の個人的な意思や利益を離れて、国家の利益を追求する国家意思を認識し、それを執行することを求めている (*ibid.*, p. 21)。また、彼は、国家指導者が、真の国家利益ではなく個人的な欲望を追求することによって、不必要な戦争を引き起こしてしまうことに警告を発する (p. 46)。国家理性の打算的合理性を信頼するラッソンにおいては、戦争目的にとって不必要に残酷な行為もまた、国家利益ではなく、人間の野蛮に由来する (p. 77)。そのほか、p. 66, p. 85 も参照。

54) ラッソンにとって、国家は、自己の長期的な利益を判断しうる合理的 *klug* なノ

え、奸計を用いて利益を得ることや、恐怖によって他人を操ることは、たとえそれが短期的な利益をもたらすとしても、打算的合理性と呼ぶに値しない⁵⁵⁾。

ラッソンは、「マキアベリ主義」と彼が呼ぶところのリアリズム的思考をもって、国際関係において倫理的・法的規範が優越的に妥当するという（今日でいえば）理想主義的な思考⁵⁶⁾を批判することにより、国家間関係の現実に即した新たな国際秩序思想を切り拓く。その際、高次の倫理的規範ではなく利己主義を行為原理とする「マキアベリ主義」を、合理的に解釈された利己主義の概念によって再構成し、利己的な主権国家からなる安定的な国際秩序を提示する。すなわち、人間の不合理な欲望や情念から解放された、真に利己的な打算的合理性を有する法人格として国家を捉え、そのような諸国家が、戦争を不可避としつつも、通常は、相互に合意と規範を遵守しつつ、平和的に共存する世界を構想するのである。

存在であり、切迫した必要のない限りは、戦争を避け、平和を維持することが自らの利益となることを理解している。そして、そのような、自己の利益を求める打算的・合理的な存在であることを、諸国家が相互に了解し合うゆえに、国家の相互関係に予測可能性と信頼が生じ、安定的な秩序の構築が可能となる。「各国は、……他国が、その利益を利己的に追い求めるということだけではなく、その他のことを追い求めないということを知っている。つまり、個別の人間ならば他者の残忍な恣意に対して用意をしておかなければならないのだが、国家は、そのような恣意に対応する必要がない。利益の衝突が生じた場合には、国家は他国の敵対行為に対応する用意をしなければならないが、ただ、その場合だけである。それ以外の場合には、各国は、何よりも平和を必要としており、他のあらゆる国家もまた、同じものを必要としていることを知っている。それゆえ、諸国家は、合理的 klug な存在として相互に承認し合っており、その自己保存にとって切迫した危険が存する非常な緊急状態に至らない場合には、相互にその存在を侵害しないようにしている」(Lasson, *op. cit.*, n. 14, pp. 395-396)。

55) 「暗殺、約束の反故、裏切りを好んで用い、残虐に対する恐怖にほかならぬものによって人々を操るところの、このような打算的合理性は、単なる奸計にすぎないのであって、実際には打算的合理性ではなく、むしろその反対物である」(Lasson, *op. cit.*, n. 1, p. 17)。

56) ただし、ラッソンが、国際関係において規範を優越させる秩序思考を「理想主義」や「ユートピアニズム」と呼ばず、そのような秩序思考に利益を見出す政治勢力にちなんで「教皇権至上主義」と名付けていることは、特筆する価値があるだろう。ラッソンにとって、理想は、むしろ、打算的合理性に基づいて行為する国家に存するのであって、優越的倫理によって国家を制約しようとする思考は、興隆しつつある主権の国民国家に対して敵対的な旧来の政治勢力のイデオロギーとみなされるのである。

(ii) 「リアリズム」と「アイデアリズム」

ラッソンは、優越的な倫理的・法的規範の妥当を否定し、利己主義的な国家という現実を基礎として国際秩序を構成する自らの思想を「アイデアリズム (アイデアリスムス) Idealismus」と呼び、「リアリズム (リアリスムス) Realismus」と対比している。もちろん、ラッソンの言う「アイデアリズム」の概念は、今日の国際政治学や国際関係論において「理想主義 idealism」と呼ばれる考え方とは明白に異なっており、ドイツ思想史において「観念論 Idealismus」と呼ばれてきた思想の系譜に属する。

ラッソンにとって、「アイデアリズム」とは、最高次の目的との関係において、すべての事象を位置づけ、理性的に世界を認識する思考である。そこにおいて、一見、非理性的で、目的にそぐわないように見えるものであっても、全体として把握された理性的秩序において然るべき位置が与えられ、その然るべき役割を果たすこととなる⁵⁷⁾。ラッソンの国際秩序思想は、いかなる優越的価値にも拘束されない最高次の目的としての国家を基軸とし、その打算的合理性の分析を通じて、国際法違反行為や戦争も含む国際関係の諸事象を理性的な全体秩序として構成する点において、「アイデアリズム」に属する。

それに対し、ラッソンの言う「リアリズム (リアリスムス) Realismus」とは、もっぱら現に生じている個々の事象のみを取り上げ、そこにある苦痛や苦悩を取り除くこと求める思想である。ラッソンによれば、「リアリズム」は、現に存在する苦難を取り除くことができず、結局、現実とはかけ離れた空想的世界の希求に陥ってしまう、という⁵⁸⁾。現に存在する個々の国際法諸規範の分析にのみ専心し、それが正当に遵守されないこと、平和をもたらさないことを嘆いて、結局、現実からかけ離れた理想的な国際組織や国際裁判の設置を企てるようなユートピア的思考は、ラッソンの用語でいえば、典型的な「リアリズム」ということになるだろう。

ラッソンやエーリッヒ・カウフマン、ハンス・モーゲンソーのようなドイツの国際秩序思想におけるリアリズム的傾向が、思想史的には「アイデアリズム Idealismus」の系譜に位置づけられるべき点には、つねに注意が必要である。

〔謝辞〕 本研究は、平成26年度関西大学在外研究による成果である。

57) Lasson, *op. cit.*, n. 1, p. 7.

58) *Ibid.*, pp. 7-8.